

本通知は FAX（送信数 1 枚）及びメール（別添資料含む）で発出しています。

事務連絡
令和 2 年 5 月 1 日
（厚生会員部門扱い）



都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

持続化給付金の電子申請受付開始について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また新型コロナウイルス感染症対策に、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、4 月 30 日開催の国会で令和 2 年度補正予算案が成立し、5 月 1 日より電子申請の受付が始まりました。（締め切りは令和 3 年 1 月 15 日まで）

これに伴い、経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html> が更新され、電子申請の受付は <https://www.jizokuka-kyufu.jp/> となりましたので、お知らせいたします。

この持続化給付金給付の対象の主な要件は、令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少した月がある事業者となります。対象月は、令和 2 年 1 月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

給付額は、個人立医療機関は 100 万円以内、医療法人は 200 万円以内となります。

なお、ご不明な点等がございましたら、中小企業金融・給付金相談窓口の相談ダイヤル 0570-783183（平日・休日 9:00～19:00）まで、お問い合わせください。

<別添>

- ・ 持続化給付金に関するお知らせ（速報版）
- ・ 申請要領<中小法人等事業者向け>
- ・ 申請要領<個人事業者等向け>
- ・ 申請規程<中小法人等事業者向け>
- ・ 申請規程<個人事業者等向け>
- ・ 給付規程<中小法人等事業者向け>
- ・ 給付規程<個人事業者等向け>